

反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

当法人は貴社に対し、下記の各事項についてここに表明・確約し、その証として本書を提出いたします。

記

- 1 当法人は、当法人又は当法人の運営に実質的に関与する者（役員等一切を含む。以下同じ）の何れもが、現在又は将来に亘り、次の各号の反社会的勢力の何れにも該当しないことを貴社に対し表明、確約いたします。
①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤暴力団関係企業の役員、従業員、⑥総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、⑦暴力団員でなくなってから5年を経過していない者、⑧その他、前各号に準ずる者
- 2 当法人は、当法人及び当法人の運営に実質的に関与する者の何れもが、現在又は将来に亘り、前項各号に掲げる者又はこれらと密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）と次の各号の何れかに該当する関係がないことを貴社に対し表明、確約いたします。
①反社会的勢力等により、その運営を支配されている関係
②反社会的勢力等が、その運営に実質的に関与している関係
③自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
⑤その他、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 当法人は、当法人及び当法人の運営に実質的に関与する者の何れもが、現在又は将来に亘り、自ら又は第三者を利用して次の各号の何れの行為も行わないことを貴社に対し表明、確約いたします。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計又は威力を用いて、貴社若しくは貴社の関係者の信用を毀損し又は貴社若しくは貴社の関係者の業務を妨害する行為
⑤その他、前各号に準ずる行為
- 4 当法人は、当法人が前三項の何れかに反したと認められることが判明した場合及び前三項に基づく当法人による表明・確約が虚偽であることが判明した場合は、助成対象から除外され、又は催告なしで助成を打ち切られても一切異議を申し立てず、また賠償若しくは補償を求めないとともに、助成金を受領していたときは速やかに貴社に助成金を返納し、これにより損害が生じた場合も、一切当法人の責任とすることを表明・確約いたします。

以上

年 月 日

法人所在地： _____

法人名： _____

代表者名： _____ ⑧

代表者住所： _____

代表者生年月日： _____ 年 月 日

※本書にご記入いただいた個人情報につきましては、反社会的勢力等でないことの確認その他お取引を管理する目的で利用いたします。なお、日本たばこ産業株式会社及び公益社団法人日本フィランソロピー協会は、「個人情報の保護に関する法律」その他関連する法令及び規範を遵守し、当該個人情報を取扱うものとします。